

箱根町移住促進パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

住みたいまち箱根推進事業 箱根町移住促進パンフレット作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年2月23日（金）まで

(4) 事業費の見積限度額

1,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

この金額は契約額を示すものではなく、予定額の上限であり、見積額はこれを超えないこと。

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式とする。

2 実施スケジュール

(1) 提案書受付期間

平成29年9月21日（木）から平成29年10月13日（金）

(2) 質問受付期間

平成29年9月21日（木）から平成29年10月6日（金）

3 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 箱根町暴力団排除条例に定める暴力団員等でないこと。

(4) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

4 提案書の提出について

(1) 提出書類（ア～カ：各3部、キ：1部）

ア 提案書（様式第1号）

イ 企画提案書（任意様式）

パンフレットのコンセプト、パンフレットの仕様（サイズ、紙質など）、掲載内容、ページ割、実施体制、スケジュール、独自の企画提案等

ウ デザイン案（任意様式）

表紙を含むページのイメージ（写真や文字はダミーでも可）

エ 使用する紙質のサンプル

オ 類似業務実績（任意様式）

カ 会社概要（任意様式）

キ 参考見積書（任意様式）

参考見積書はできるだけ詳細な内訳を記載してください。

(2) 提出先

〒250-0389 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
箱根町企画観光部企画課企画調整係

(3) 提出方法

持参または郵送すること。

(4) 仕様等に対する質問

電子メールでの問い合わせのみとする。

(送信先) kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

5 審査方法

別に設置する「箱根町移住促進パンフレット作成業務委託業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において審査を行い、企画提案書等から総合的に評価して最も優れた提案を行った者を契約候補業者として選定する。

6 審査結果

審査結果については、審査終了後、書面により通知する。

7 契約事項

契約候補業者は、契約条件等を箱根町と協議の上、契約を締結する。選定した事業者が契約を締結しない又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

8 審査基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

- (1) デザイン 見やすく、興味を引くもので、他市町村にないデザイン、レイアウトか。
- (2) 内容 仕様書に沿った内容で、創意工夫が見られるか。
- (3) 実施体制及び計画性 実施体制及び全体スケジュールは十分か。
- (4) 見積額 見積額が妥当か。
- (5) 過去の実績 過去に類似業務の実績はあるか。

9 留意事項

- (1) 提案書の作成・提出に係る費用については、参加業者の負担とし、提出された企画書等は返却しません。
- (2) 審査結果に関する質問等には回答しません。